

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成25年5月16日

公的機関を名乗る還付金詐欺にご注意！

相談内容

先日自宅に「市役所健康保険課の者だ。今年の1月中旬に平成18年から平成23年度分の差額医療費について封書を送っているが、確認したか」と電話があった。しかし、覚えがないので、「共済組合でも差額分が発生するのか」と尋ねたところ、突然電話が切れた。

不審に思い居住地の市役所に問合せをしたら、「居住地市役所には健康保険課はない」と言われた。還付金詐欺ではないのか。情報提供する。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って、医療費、保険料を払い過ぎている為、還付しますと電話をかけお金を騙し取る手口です。
- 2 還付金詐欺の手口は、携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作し、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際は振込みをさせます。
- 3 還付金をATMで返還することはありません。また「手続きは本日中午まで」とせかす場合もあります。不審な電話を受けたら、必ず自治体に確認しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1111)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0028)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

他各市町相談窓口